横須賀都市計画地区計画の決定 (横須賀市決定)

都市計画逸見が丘地区地区計画を次のように決定する。

	<u> </u>	L地区地区市画を次のように次化する。
	5 称	逸見が丘地区地区計画
1	芷 置	横須賀市逸見が丘
Ī	葡 積	約10.8ha
区		逸見が丘地区は本市中央部の丘陵地、京浜急行線逸見駅の南約 0.7 k m
	地区計画の目 標	に位置し、開発許可を得て宅地造成された良好な住宅地である。 本地区は、周辺の都市環境と調和した住環境の形成を基本目標に、開発行 為の目的である低層住宅を主体としたまちづくりを具現化するため、次に掲 げる土地利用、地区施設及び建築物等の整備の方針のもとに良好な住環境が 形成されるよう適正に誘導、保全することを目標とする。
0		1 地区周辺の都市環境と調和し、安全で快適、かつ、良好な住環境の形成
整		を誘導し保全するため、開発許可における土地利用計画を基本として、地 区全体を2地区に区分し、次のように土地利用を図る。 (1)低層住宅A地区 低層の一戸建住宅及び長屋を主体とした地区が形成されるよう土
借	土地利用の	地利用を適正に規制、誘導する。 (2)低層住宅B地区
	方 針	(2) 似層任宅 B 地区 低層の一戸建住宅、長屋及び居住者の生活利便に供する兼用住宅 を主体とした地区が形成されるよう土地利用を適正に規制、誘導す る。
		2 開発行為により造成された各宅地は、無秩序な区画の細分化や著しい土
開		地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。 3 地区内に整備されている道路、公園及び公共空地は、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
杂	地区施設の	地区内に整備されている骨格的道路、居住者の利便に供する公園及び公共
	整備の方針	空地は、これらの機能が損なわれないよう地区施設に指定し、適正に維持、 保全を図る。
及		地区周辺の都市環境と調和した低密度で閑静な住環境が形成されるよう、
び		適正に開発行為及び建築行為を規制、誘導するため、各地区ごとに建築物の 用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を定め、次のように建築物 等の整備を図るとともに、形成される良好な住環境の維持、保全を図る。 1 低層住宅A地区 良好な居住水準を確保した低層の一戸建住宅、長屋等の建築を誘導す
保	a 数 m 签 の	
全	建築物等の整備の方針	2 低層住宅B地区 良好な居住水準を確保した低層の一戸建住宅、長屋、兼用住宅等の建築 を誘導する。
0		なお、建築物の屋根及び外壁の意匠、色彩は、良好な住環境の形成にふさ わしいものとし、特に原色を避け、彩度を抑えた色合いのものとする。また、 工作物、屋外広告物等は、意匠、色彩、設置場所について周辺への景観的調 和に配慮するものとする。
方針	緑化の方針	1 緑豊かな住環境の形成を誘導するため、公共空間、各建築敷地及び造成 法面の緑化を積極的に推進し、緑化後は適正に維持、保全を図る。2 良好な居住環境の確保に必要な現に存する一団の緑地は、樹林地及び草 地に指定し、適正に維持、保全を図る。

					福見り	ガ ビ か	4.0.0	1
地			·	道 路	幅員 9 m	延長約	4 3 0 m	
		区施設の配			幅員6m	延長約	2 6 0 m	
	及	び 規	模	公 園	1か所	面積約1,		
				公共空地	1 か所	面積約3,	3 0 0 m²	
	建	地 区 地 区 名	の 称		低層住	宅A地区		低層住宅B地区
		区分面地区	の 積	約9.6ha			約1.2ha	
区	築			次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属 大の各号に掲げる建築 する建築物以外の建築物は建築してはならな物及びこれらに附属する				
			: の 限	٧١ _°			こくはなりな	建築物以外の建築物は建
					長屋を含む 宅(建築基		(昭和 25 年	築してはならない。 (1) 住宅(長屋を含む。)
		建築物等 用途の制						(2) 診療所(患者の収容
) 11 YE V		規定する (3)集会所	ものに限る	。)		施設を有するものは除 く。)
						勿(建築基準	售法(昭和 25	(3) 兼用住宅
								(4) 公益上必要な建築物
整				140 m^2	(長屋につい	。以下同じ。 いては、住戸	数に 70 ㎡を	<u> </u> 乗じたもの以上とする。)
	に	建築物の敷地	上面. 产	ただし、公	益上必要な	建築物の用	途に供するも	のについては、この限り
			以 反	でない。				
	1 / 1							壁等」という。)の面から Lm以上とし、隣地境界線
				までの距離	は 0.75m以	人上とする。	ただし、外型	産等の後退距離の限度に満
					にある建築 、この限り		物の部分がり	ての各号のいずれかに該当
備		壁面の位置	江置の					
νm		制	限				が 3 m以下で n以上である	た、かつ、当該外壁等の敷
							-	もの 建築物で、軒の高さが 2.3
							が 5 ㎡以内で	
						車車庫で、車 であるもの		3m以下で、かつ、床面積
		建築物等の高	うさ					、地階を除く階数は2以
		の最高限						
計		建築物等の形	. —				に形態の架台	その他これに類するもの
μΙ		又は意匠の制						
	T 台						- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	で道路に面するものは、
	^	構造の制	则	生坦乂は網	状たの他こ	れりに類す	る形状のもの	とする。
	1.14	現存する樹						
	利	地、草地等で 好な居住環境		白紀分分	骨倍の体化	に必囲わ和	に方する母も	*地及び草地を保全する。
	Л							N地及い草地を保至する。 、この限りでない。
	~ /	唯保に必要な のの保全を図		10100, 191	ハエスはム	ш. т. <i>\ U</i> . с .	17、4、1130/4	C C VIRA D C A V To
		いいは ための制限	-i 0/					
124								

「区域、地区の区分、地区施設の配置、保全する樹林地及び草地は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、開発行為により整備された地区であり、土地利用を適正に維持するとともに、潤いある街並みと良好な住環境が形成されるよう適正に誘導、保全するため、本案のように決定するものである。